



## Draft Updated Three-Year Compliance Action Plan (2015 – 2017) 3年間の遵守行動計画（2015-2017年）案

### Introduction

#### はじめに

The CCSBT Compliance Plan supports the CCSBT Strategic Plan, and consists of five parts: CCSBT遵守計画はCCSBT戦略計画をサポートするものであり、以下の5つのパートから構成されている。

- Goals and Strategies,  
ゴール及び戦略
- Compliance Principles,  
遵守に関する原則
- Roles and Responsibilities,  
役割及び責任
- Plan implementation and review, and  
計画の実施及びレビュー
- **Three -Year Action Plan** (Appendix).  
**3年間の行動計画**（別添）

The current Compliance Three-Year Action Plan specifically addresses areas of priority compliance risk, and covers the period 2012 to 2014. It is provided at **Attachment A** for reference. It now needs to be replaced by a new Plan for the upcoming three year period. 現行の3年間の遵守行動計画は、特に遵守リスクにかかる優先順位が高い分野に対応したものであり、2012-2014年の期間を対象としている。参考としてこれを別紙Aに示した。来たる3年間に向けて、本行動計画を刷新する必要がある。

### Background

#### 背景

As part of the Eighth Meeting of the Compliance Committee's (CC8's) agreed workplan, it was requested that the Executive Secretary consult with the CC Chair and develop a draft updated three year Compliance Action Plan (CAP) for the period 2015 – 2017 inclusive. 第8回遵守委員会会合（CC8）で合意された作業計画の中で、事務局長は、CC議長と相談し、2015-2017年の期間における3年間の遵守行動計画（CAP）案を作成するよう要請された。

Accordingly, a draft 2015 – 2017 CAP was developed and provided to the Third Meeting of the Compliance Committee Working Group (CCWG3) for Members' consideration. CCWG3 reviewed each item in this initial draft and agreed a revised draft CAP. これを受けて、2015-2017年のCAP案が作成され、第3回遵守委員会作業部会（CCWG3）においてメンバーの検討に付された。

CCWG3 also re-visited current perceived compliance risks. The meeting identified some additional risks, including:

また、CCWG3は、現時点で認識されている遵守リスクについて、以下を再確認した。

- Information gaps in relation to recreational catch and bycatch particularly as the SBT stock rebuilds under the Management Procedure,  
管理方式下でのSBT資源の再建に特に関連する遊漁及び混獲にかかる情報のギャップ
- Cost restraints being experienced by some Members may limit their ability to fund appropriate compliance measures,  
いくつかのメンバーにおける、適切な遵守措置のための予算確保が制限される可能性がある財政上の制約
- Limitations of developing countries, and  
発展途上国における限界
- Members' National Policies.  
メンバーの国策

### Revised Draft Compliance Action Plan

#### 遵守行動計画案の更新版

The Secretariat has prepared a revised draft CAP for CC9's consideration, and this is provided at **Attachment B**. Note that throughout **Attachments A and B**, references to Members include Cooperating Non-Members of the Extended Commission (CNMs), and any references to the Commission include the Extended Commission (EC).

事務局は、CC9の検討に付するため、別紙Bのとおり更新版のCAP案を作成した。別紙A及びBを通して、「メンバー」には拡大委員会の協力的非加盟国（CNM）、及び「委員会」には拡大委員会（EC）を含むことに留意されたい。

All modifications made by the Secretariat to the revised draft CAP since CCWG3 are shown either in tracked changes mode or by dark grey shaded action cells. In the revised CAP, shaded cells are used to indicate the years in which actions are proposed to be undertaken. The light grey cells were proposed and discussed at CCWG3, while the dark grey cells have been added by the Secretariat since CCWG3.

CCWG3以降に事務局によってCAP案の更新版に加えられた全ての修正は、見え消し修正にするとともに、行動年のセルを濃い灰色で表している。CAP案の更新版において、影付きセルは、行動に取り組むよう提案されている年であることを表している。薄い灰色のセルは、CCWG3において提案・議論されたものであり、CCWG3以降に事務局が追加したものは濃い灰色になっている。

The tracked change modifications include:

見え消し修正されているのは以下のようなものである。

- The re-insertion of most of the introductory text.  
This text is already included in the current CAP but had mostly been deleted from the draft discussed at CCWG3.  
序文への文言の大幅な再加筆。この文言は、現行のCAPにおいて既に含まれていたが、CCWG3において議論された案ではそのほとんどが削除されていたものである。
- Inclusion of the additional risk items identified by CCWG3 into the introductory text.  
CCWG3が特定した追加的なリスク事項の序文への追加。
- A small number of general editorial corrections or amendments made to the existing CAP as considered appropriate by the Secretariat.  
既存のCAPの文言における何点かの編集上の修正であって、事務局が適当と

考えるもの。

- Addition of new priority action items, or amendments made to existing action items to reflect recommendations made by the 2014 CCSBT Performance Review Panel.  
2014年のCCSBTパフォーマンス・レビューのパネルからの勧告を反映するための新たな優先行動事項の追加又は既存の行動事項の修正。

The full list of the Compliance and Enforcement, and International Cooperation recommendations made by the 2014 CCSBT Performance Review Panel is provided at **Attachment C**. Secretariat comments and corresponding CAP item numbers are listed alongside each of these recommendations. This is to assist Members to cross-check each recommendation against any corresponding amendments and/or additions in the revised draft CAP.

2014年CCSBTパフォーマンス・レビューのパネルからの遵守及び取締り、国際協力に関する勧告のリスト全体は別紙Cのとおりである。これらの各勧告に並べて、事務局のコメント及び対応するCAP事項番号を列記した。これは、CAP案の更新版において、各勧告に対応する全ての修正及び／又は追加をメンバーが照合することを支援するものである。

### **Requests from the Extended Scientific Committee (ESC19)**

#### **拡大科学委員会 (ESC19) からの要請**

At its recent meeting during September 2014, the ESC made several requests to the Compliance Committee for information on unreported/unaccounted SBT mortalities. These requests are recorded in the following sections of ESC19's report:

2014年9月の直近の会合において、ESCは、遵守委員会に対し、無報告／未考慮のSBT死亡量に関する情報についていくつかの要請を行った。これらの要請は、ESC19報告書の以下のセクションにおいて記録されている。

- **Paragraph 68:**  
パラグラフ68 :  
“... A high proportion of the ESC work is dependent on reliable data on actual removals. The ESC requests that the Compliance Committee provide a report back to the ESC on the potential for, and estimates of, unreported catch by members”.  
「ESCの作業は、実際の死亡量に関する信頼性の高いデータに依存する部分が多い。ESCは、メンバーによる無報告漁獲の可能性及びその推定値について、遵守委員会からESCに対して報告するよう要請する。」
- **Paragraph 95:**  
パラグラフ95 :  
“The ESC is concerned about the implications and impacts of the unaccounted mortality scenarios and requests the Extended Commission and Compliance Committee urgently provide detailed information and data to properly assess impacts of unaccounted mortalities”.  
「ESCは、未考慮死亡量シナリオの影響について懸念を有しており、未考慮死亡量の影響を正確に評価するための詳細な情報及びデータを速やかに提供するよう、拡大委員会及び遵守委員会に要請する。」
- **Attachment 5 (provided for reference as Attachment D):**  
別紙5 (別紙Dのとおり) :  
“The ESC requests that the Compliance Committee consider approaches to monitor and review markets in order to provide further information that may inform the ESC

considerations”.

「ESCは、遵守委員会に対し、ESCの検討に情報提供ができるよう、さらなる情報を提供するために市場をモニターしレビューする手法を検討するよう要請した。」

“The ESC requests the EC and CC consider reviews and analyses that will clarify key assumptions of market monitoring. This should include consideration of:

「ESCは、EC及びCCに対し、市場モニタリングにかかる主要な仮定を明確化するためのレビュー及び分析について検討するよう要請した。これには以下についての検討が含まれる。

- a) a review of the data from Japan's monthly monitoring at Tsukiji since 2008 to verify the assumptions regarding number, weight and source of fish;  
魚の数、重量及び出所に関する仮定を検証するための、2008年以降の築地市場における日本の月次モニタリング調査のデータのレビュー
- b) monthly data on the number, weight and source country of frozen SBT auctioned and not auctioned at Tsukiji; and  
築地市場において競りにかけられる、及び競りにかけられない冷凍SBTの数、重量及び出自国に関する月別データ
- c) undertaking independent market reviews at significant markets.  
主要市場における独立的市場レビューの実施

The ESC encourages all countries to make their CDS data and information on market monitoring available to facilitate and improve analyses.

ESCは、分析を促進及び改善するため、全ての国が市場モニタリングに関するCDSデータ及び情報を利用可能にするよう奨励した。

The ESC requests the Compliance Committee provide the results of these to the ESC for consideration in future assessments of stock status, projects and reviews of the performance of the MP”.

ESCは、遵守委員会に対し、将来の資源状態の評価、プロジェクト及びMPのパフォーマンスのレビューに関する検討に向けて、ESCにこれらの結果を提供するよう要請した。

When considering the revised draft CAP, Members should consider if any additional action items need to be added to the draft in order to address ESC19's requests.

CAP案の更新版を検討する際、メンバーは、ESC19からの要請に対応するためにCAP案にさらなる行動項目を追加する必要があるかどうかについて検討する必要がある。

## 別添 1. 3年間の行動計画（2012-2014年）

この別添は、各ゴール及び戦略に基づく今後3年間の行動を定めている。青字の番号は、CCSBT戦略計画中の戦略において使用されている番号である。

2010年10月の拡大委員会（EC）は、遵守委員会は同委員会がリスク評価に基づいて特定する具体的な遵守に関するリスクの管理を特に重視すべきことに合意した。具体的な遵守に関するリスクは、以下のとおり。

- 物理的な確認及び適切な検証を重視したCDSの効果的な実施。
- 転載監視計画の改善。これには、オブザーバー配乗要求を伴うSBTの転載に関する事前通報、及びSBTの申告がない場合においてもSBTの転載を発見することができるよう全てのオブザーバーを訓練することが含まれる。
- 他の種（SBT以外）として水揚げされるSBT。
- SBT市場の拡大。
- 蓄養部門における漁獲量の監視。
- 混獲量及び投棄量が国別配分に含まれた形で報告されていないこと。
- 寄港国に情報提供するためのより良いシステム。これにより、寄港国が改善された方法によってSBTに関する活動を監視するのを支援する。

2011年8月におけるメンバーからのフィードバックに基づき、具体的な遵守に関するリスクが優先付けされた。最初の期間（2012年から2014年まで）において、この行動計画は、以下の優先事項に焦点を合わせる。

- 国別配分の遵守
- CDSの実施
- IUU漁業
- 洋上転載

現在の優先事項に直接関連しない行動は、この期間における活動として表記していない。

ゴール8 - 監視、管理及び取締り

統合され、目標を定めた、並びに費用対効果の高い監視、管理及び取締り措置を委員会のゴールにかなうよう稼動する

戦略	優先行動	2012年	2013年	2014年
<b>8.1 合意されたMCS措置 を実行する</b>  <b>8.1 (i)</b>	8.1.1 合意済みの保存管理措置のリストを作成・管理する。			
	8.1.2 最低履行要件を策定及び採択する。 - 国別配分の遵守 - CDSの実施 - 転載			
	8.1.3 メンバーが義務及び最低履行要件の履行について報告するための修正しかつ統一したテンプレートを作成する。			
	8.1.4 履行報告制度を実施する。これには、メンバーからの履行報告書及び事務局からの差異報告書の検討が含まれる。			
<b>8.2 MCS戦略を策定し実施 する</b>  <b>8.1 (ii)</b>	8.2.1 遵守に関するリスク評価の枠組を策定し、メンバー及び遵守委員会による遵守/MCS計画策定及び優先付けのための、一貫性がありかつ協調的な取組を推進する。			
	8.2.2 措置及び義務をレビュー及び合理化し、不必要な遵守上の費用を削減する。			

<p>8.3 遵守を強化する (MCS 制度及び業務)</p> <p>8.1 (iii)</p>	<p>8.3.1 他の RFMO との共通 IUU 船舶リストに関して、以下に掲げる事項の費用及び便益を調査する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- メンバー及び RFMO における VMS の合理化</li> <li>- RFMO における共通の船舶登録の共有</li> <li>- 他の RFMO との CDS 合理化</li> </ul> <p>8.3.2 寄港国の義務の効果的な実施方法を評価する。</p> <p>8.3.3 既存の二国間協定及び国際的なネットワーク（国際的な監視、管理、取締りネットワーク等）を土台として、メンバーが自国船舶の履行状況及び全ての IUU 漁業をより適切に監視し、また非遵守の調査を行うことができるようにする。</p>			
<p>8.4 市場の拡大を監視する</p> <p>8.1 (iv)</p>	<p>8.4.1 新興 SBT 市場を対象とした組織的な監視体制を導入する。</p> <p>8.4.2 SBT 貿易データをレビューする。</p> <p>8.4.3 IUU SBT 漁業を対象とした組織的な監視及び取締り体制を導入する。</p>			
<p>8.5 遵守に関するデータ共有する</p> <p>8.1 (v)</p>	<p>8.5.1 メンバー及び寄港国と標準化された MCS 情報を共有することを決定する。</p>			
<p>8.6 事務局による MCS 業務</p> <p>8.1 (vi)</p>	<p>8.6.1 MCS データを分析し、傾向を報告する（毎年）。</p> <p>8.6.2 提出されたデータに基づき MCS 措置の有効性を評価する。</p> <p>8.6.3 全ての転載オブザーバーが CCSBT の義務についての訓練を受けていることを確保する（SBT がある場合）。</p> <p>8.6.4 公開されている市場データの傾向分析を行う。</p>			
<p>8.7 調査及び開発</p>	<p>8.7.1 オブザーバー、証明者、確認者が SBT（特に 1 次処理されたもの）を同定するのを支援するための新技術及び設備に関する調査及び開発を行う。</p>			

<b>ゴール9—メンバーの義務</b> 全てのメンバーは、CCSBTの規則を遵守する。				
戦略	優先行動	2012年	2013年	2014年
<b>9.1</b> メンバーの制度及びプロセスを監査する  <b>9.1 (i)</b>	9.1.1 CCSBTの予算において支出が認められることを条件として、CCSBT監査員を任命し自主的な監査を試行する。			
	9.1.2 試験的監査を完了する。			
	9.1.3 監査報告を受け、結果を分析し、そして適切な措置を講じる。			
<b>9.2</b> 是正措置及び改善 <b>9.1 (ii)</b>	9.2.1 疑われる非遵守を調査するための手続きを策定する。			
	9.2.2 必要に応じて疑惑を調査する。			

<b>ゴール10: 途上国支援</b> 途上国のメンバー及び協力的非加盟国は、委員会の管理措置及びその他の要件を遵守することができる。				
戦略	優先行動	2012年	2013年	2014年
<b>10.1</b> 遵守支援  <b>10.1 (i)</b>	10.1.1 インドネシアに対してMCS支援計画を提供する。			
	10.1.2 MCS制度に関するベストプラクティスの特定・共有を継続する。			

<b>ゴール11: CCSBTへの参加</b> 寄港国及び市場国がCCSBTの目的及び管理取決めに協力するよう要請する。				
戦略	優先行動	2012年	2013年	2014年
<b>11.1</b> 包括的な協力	11.1.1 協力要請を行う必要がある非メンバーである寄港国及び市場国を特定する。			

11.2	11.1.2 当該国を委員会に通報する。			
------	----------------------	--	--	--

### 3年間の遵守行動計画（2015-2017年）案

この計画は、2015－2017年の3年間における各ゴール及び戦略に基づく行動を定めるものである。

2010年10月の拡大委員会（EC）は、遵守委員会は同委員会がリスク評価に基づいて特定する具体的な遵守に関するリスクの管理を特に重視すべきことに合意した。具体的な遵守に関するリスクは、以下のとおり。

- 物理的な確認及び適切な検証を重視したCDSの効果的な実施。
- 転載監視計画の改善。これには、オブザーバー配乗要求を伴うSBTの転載に関する事前通報、及びSBTの申告がない場合においてもSBTの転載を発見することができるよう全てのオブザーバーを訓練することが含まれる。
- 他の種（SBT以外）として水揚げされるSBT。
- SBT市場の拡大。
- 蓄養部門における漁獲量の監視。
- 混獲量及び投棄量が国別配分に含まれた形で報告されていないこと。
- 寄港国に情報提供するためのより良いシステム。これにより、寄港国が改善された方法によってSBTに関する活動を監視するのを支援する。

2014年4月のCCWG3におけるメンバーからのフィードバックに基づき、以下の追加的な遵守リスクが特定された。

- 管理方式下でのSBT資源の再建に特に関連する遊漁及び混獲にかかる情報のギャップ。
- いくつかのメンバーにおける、適切な遵守措置のための予算確保が制限される可能性がある財政上の制約。
- 発展途上国における限界。
- メンバーの国策

表中の影付きセルは、行動の実施が予定されている年を表す。

注：「？」は、示されている年に予定されている行動が実施されるかどうか不確実であることを意味する。

ゴール8－監視、管理及び取締り

統合され、目標を定めた、並びに費用対効果の高い監視、管理及び取締り措置を委員会のゴールにかなうように稼働する

CCSBT 戦略計画 戦略 No.	遵守計画 戦略 No.		優先行動	2015	2016	2017
8.1 (i)	8.1 合意されたMCS措置 を実行する	8.1.1	以下を作成・管理する。			
			a) 合意済みの保存管理措置のリスト			
			b) 策定済みの最低履行要件（MPRs）、特に所定の報告措置 c) メンバーが義務及び合意されたMPRsに対する履行状況を報告するための関連する統一的な国別報告テンプレート			
		8.1.2	必要に応じて追加的な最低履行要件を策定及び採択する。			
			a) 転載	?	?	
			b) 許可措置－2.1 許可畜養場記録、2.2 許可船舶記録、2.3 許可運搬船記録			
			c) MCS 措置－CCSBT IUU 船舶リスト			
			d) MCS 措置－寄港国措置		?	?
			e) 科学的措置－4.1 科学オブザーバー計画規範			
			f) ERS 関連措置－5.2 ERS に関する勧告			
g) MCS 措置－3.2 VMS						
8.1.3	履行報告制度を実施する（事務局による措置の遵守及びCCSBT措置の運用に関する報告）。これには、メンバーからの履行報告書の検討が含まれる。					

ゴール8－監視、管理及び取締り（続き）

統合され、目標を定めた、並びに費用対効果の高い監視、管理及び取締り措置を委員会のゴールにかなうように稼働する

CCSBT 戦略計画 戦略 No.	遵守計画 戦略 No.		優先行動	2015	2016	2017
8.1 (ii)	8.2 MCS 戦略 を策定し実行 する	8.2.1	メンバー及び遵守委員会による遵守/MCS の計画及び優先順位付けと一貫性のある協調的な手法を促進するため、極めて遵守リスクの高い分野を特定する。	?		
		8.2.2	措置及び義務をレビュー及び合理化し、漁業セクターに対する不必要な遵守上の費用及び政府の行政コストを削減する。 （事項 8.2.1、8.3.1 及び 8.3.3 に記載された作業はフォロー及び/又は遵守しなければならない）			
		8.2.3	全ての CCSBT の遵守に関する決議、決定及び勧告をレビューし、陳腐化した/失効しているものを特定する。特定された全ての問題（例えば遵守行動計画決議及びいくつかの報告義務）を是正する適切な行動をとる。			

ゴール8－監視、管理及び取締り（続き）

統合され、目標を定めた、並びに費用対効果の高い監視、管理及び取締り措置を委員会のゴールにかなうように稼働する

CCSBT 戦略計画 戦略 No.	遵守計画 戦略 No.	優先行動	2015	2016	2017
8.1 (iii)	8.3 遵守を強化する (MCS 制度及び業務)	8.3.1 <del>以下に関する費用及び便益を調査する。</del> a) <u>i) 伝統的な人によるオブザーバー計画の代替としてのを補完する</u> 電子的観察技術の利用 <u>ii) a) i) の分析結果を踏まえた電子的観察技術の導入</u> b) CCSBT の漁獲証明制度 (CDS) 、VMS、オブザーバー及び転載措置に基づいて提出されるデータ/情報の収集及び管理の効率をより完全にする、及び又は改善するための制度/プロセス (特に、可能な限り情報源に近いデータ/情報を一度に収集できるものに焦点) を精査するための研究の実施。 <u>可能な限り、これらを他の RFMO の制度及びプロセスに調和させることを探求する。</u>	?		
		8.3.2 合意された漁業部門ごと (例えば商業的 (EEZ はえ縄、公海はえ縄、まき網、その他) 、非商業的 (沿岸零細、遊漁、その他) ) の漁獲量モニタリングにかかる最低要件を策定し導入する。			
		8.3.3 a) 代替技術の検討を含め、CCSBT の CDS にかかる <u>独立的な</u> パフォーマンスレビューを実施する。 b) CCSBT の CDS レビューの結果/勧告を踏まえ、他の RFMO との CDS 制度の合理化及び水揚げ検査の有効性の改善等に関する取組にかかるゴールを考慮に入れて、将来に向けて既存の CCSBT の CDS をどのように進め、改善するのが最良であるかにかかる提案を作成する。			
		8.3.4 a) CCSBT 寄港国措置を完成し導入する。 b) 更新した転載措置を完成し導入する。	?	?	
		8.3.5 <u>報告頻度、VMS データの受領及び使用等について、操業海域に関わらず SBT 漁船に関する VMS 稼働水準の一定のベースラインを含めるなど、CCSBT の VMS 決議 (2008 年) のレビュー及び改正を行う。</u>			

ゴール8－監視、管理及び取締り（続き）

統合され、目標を定めた、並びに費用対効果の高い監視、管理及び取締り措置を委員会のゴールにかなうように稼働する

CCSBT 戦略計画 戦略 No.	遵守計画 戦略 No.		優先行動	2015	2016	2017
		<u>8.3.6</u>	<u>SBT 漁船に関する公海での立ち入り検査スキームに関する規範及び プロトコルを策定するとともに、これに関する他の RFMO のスキ ームとの調和を図る。</u>			
		<u>8.3.57</u>	メンバーが自国船舶の履行状況及び全ての IUU 漁業をより適切に監 視し、また非遵守を調査することができるようにするため、他の地 域漁業管理機関（RFMOs）及び国際的なネットワーク（国際的な監 視、管理及び取締りネットワーク等）との関係を維持及び強化す る。			
		<u>8.3.68</u>	転載決議の全ての修正を踏まえ、IOTC 及び ICCAT との既存の MOU をレビューする。		?	
		<u>8.3.9</u>	<u>データ報告要件に関する遵守の評価に用いられる様式に関して他の まぐろ類 RFMO と連絡をとるとともに、これらの有益な点を採用 し、統一様式に関する検討を行う。</u>			

ゴール8－監視、管理及び取締り（続き）

統合され、目標を定めた、並びに費用対効果の高い監視、管理及び取締り措置を委員会のゴールにかなうように稼働する

CCSBT 戦略計画 戦略 No.	戦略計画 戦略 No.		優先行動	2015	2016	2017
8.1 (iv)	8.4 SBT 市場の 拡大を監視す る	8.4.1	SBT の新市場に関する定期的なモニタリング（SBT 貿易データのレビュー及び、 <u>CCSBT のメンバー又は CNM 及び／又は事務局の GTA との契約に含まれていない可能性がある国間での SBT の貿易を追跡するためのあらゆる利用可能なオプションの探索を含む</u> ）			
8.1 (v)	8.5 遵守に関する データを共有する		現時点予定されている作業はない。			
8.1 (vi)	8.6 事務局による MCS 業務	8.6.1	MCS データを分析し傾向を報告する（毎年）。また、提出されたデータに基づき、MCS 措置の有効性にかかる評価を報告する。			
		8.6.2	全ての転載オブザーバーが CCSBT の義務についての訓練を受けていることを確保する（SBT がある場合）。			
		8.6.3	公開されている市場データの傾向分析を行う。			
	8.7 調査及び開 発	8.7.1	メンバーから提供される、オブザーバー、証明者及び確認者が SBT（特に一次処理されたもの）を同定するのを支援するための新技術及び設備に関する調査及び開発の状況を定期的に報告する。			
		8.7.2	以下をレビューする。 ia) 将来的な電子 CDS（eCDS）と関連付けも踏まえた、SBT 及び／又は SBT 商品の箱への標識付けにおける無線自動識別（RFID）タグ及びその他電子的タグ技術等の利用にかかる費用対効果 ib) CCSBT の許可漁船又は運搬船上にどれくらいの SBT があるのか等を随時詳述する電子在庫システムの開発及び導入といった強化策	優先順位及び予算上の制約にかかる検討を踏まえ、CC9 においてスケジュールを検討予定		

ゴール9－メンバーの義務

全てのメンバーは、CCSBTの規則を遵守する。

戦略計画 戦略 No.	戦略計画 戦略 No.		優先行動	2015	2016	2017
9.1 (i)	9.1 メンバー の制度及びプ ロセスを監査 する	9.1.1	3-4年ごとに各メンバーに対して定期的な品質保証レビュー（QARs）を実施するための総合プログラムを策定し導入する（例えば、各年ごとに合計2件のQARを実施）。また、リスク評価による助言に基づき、対象を絞った特別なQARを実施する。			
		9.1.2	監査報告書を受領し、監査結果を検討し、メンバーとともに、QAR勧告がなされているかどうかを確認するためのフォローアップを行う。			
9.1 (ii)	9.2 是正措置 及び改善	9.2.1	<del>現時点で予定されている作業はない。</del> <u>是正措置政策の改善を継続するとともに、以下のような実施規範に関するガイドラインを提供する。</u>			
			a) <u>認知されたあらゆる非遵守事例、及びそれらの非遵守に対して採られた是正措置に関する記録を策定及び維持する。</u>			
			b) <u>メンバーが、その国自身が直接関連する是正措置にかかる意志決定に参加できるようにすべきかどうかを検討する。</u>			

**ゴール10：途上国支援**

途上国のメンバー及び協力的非加盟国は、委員会の管理措置及びその他の要件を遵守することができる。

戦略計画 戦略 No.	戦略計画 戦略 No.		優先行動	2015	2016	2017
10.1 (i)	10.1 遵守支援	10.1.1	インドネシアに最良の支援が行われるよう、支援の対象となる分野の特定に QAR の結果を利用する。その後、特定された分野において、MCS 上の支援を提供する。			
		10.1.2	<u>発展途上国のメンバーを支援するための必要なキャパシティビルディング及び遵守上の「任務」に関するターゲット分析を通じて、MCS 制度のベストプラクティスの特定及び共有を継続する。</u>			

**ゴール11：CCSBT への参加**

寄港国及び市場国が CCSBT の目的及び管理取決めに協力するよう要請する。

戦略計画 戦略 No.	戦略計画 戦略 No.		優先行動	2015	2016	2017
11.2	11.1 包括的な協力	11.1.1	協力要請を行う必要がある非メンバーである寄港国及び市場国を特定する。			
		11.1.2	当該国を委員会に通報する。			
		11.1.3	SBT の IUU 漁業に関する組織的な監視及び取締り体制を調査・構築し、可能であれば導入する。			

**CCSBT Performance Review Panel 2014 Recommendations Regarding Compliance & Enforcement and International Cooperation**

遵守、取締り及び国際協力に関する 2014 年 CCSBT パフォーマンス・レビュー  
パネルの勧告

The following table lists the CCSBT Performance Review Panel Recommendations for 2014 in the areas of Compliance and Enforcement, and International Cooperation. The Secretariat has made a comment regarding if and how each of these recommendations has been addressed in the revised Compliance Action Plan (CAP), as well as recording the relevant CAP action item number where appropriate.

以下の表では、2014 年 CCSBT パフォーマンス・レビューのパネルからの勧告のうち、遵守及び取締り、国際協力分野に関するものを列記している。事務局は、これらの勧告に対して遵守行動計画（CAP）の更新案がどのように対応しているかについてコメントを付すとともに、関連する CAP の行動事項番号を記載した。

**A. Compliance and Enforcement 遵守及び取締り**

Review Panel Recommendation Number レビューパネル勧告番号	Performance Review Panel Recommendation パフォーマンス・レビューパネルの勧告	Secretariat Comment 事務局コメント	Revised Action Plan Reference No. 行動計画案の関連番号
PR-2014-42	<p>The CCSBT should continue to ensure compliance by all possible means, including through continued, and full implementation of the enhanced Compliance Committee process, QAR program and compliance action plans and policies. Any additional recommendations on compliance that stem from these new processes should be specific and lead to action by the CCSBT in accordance with the rules and procedures of the Compliance Committee and related Compliance Action Plan and tools. No additional recommendations are necessary.</p> <p>CCSBTは、強化された遵守委員会プロセス、QARプログラム及び遵守行動計画及び政策の継続的かつ完全な実施等、考え得る全ての手段を通じて遵守を確保することを継続すべき</p>	<p>No specific additions have been made for this item as it is addressed by the overall revised CAP.</p> <p>CAP更新案により全体的に対応されており、この事項について特段の追加は行われていない。</p>	-

	<p>である。新たなプロセスから生じた遵守上のあらゆる追加的な勧告は、遵守委員会及び関連する遵守行動計画及び手段にかかる手続規則に従って、CCSBTにより具体化されるとともに行動に移されなければならない。追加的な勧告は不要である。</p>		
PR-20014-41 <sup>1</sup>	<p>The CCSBT should accelerate its progress in developing a Resolution on Port State Measures consistent with the 2009 FAO Port States Agreement. CCSBTは、2009年のFAO寄港国措置協定を踏まえた寄港国措置に関する決議の策定を加速化すべきである。</p>	<p>This is specified to occur in 2015 and 2016 in the revised CAP. CAP更新案において、2015年及び2016年の行動として明記されている。</p>	8.3.4 a)
PR-2014-43	<p>Considering that both technology and sister RFMOs programmes keep evolving, the CCSBT should continue to improve its MCS measures and scheme, and take additional steps to harmonize its MCS measures with other RFMOs. MCS measures with other RFMOs. 技術及び姉妹RFMOのプログラムの発達を踏まえ、CCSBTは、MCS措置及びスキームの改善を継続するとともに、そのMCS措置をその他RFMOと調和させるための新たなステップに進むべきである。</p>	<p>8.3.1 b) has been amended in the revised CAP to add some additional text regarding harmonising with other RFMOs' systems and processes. その他RFMOの制度及びプロセスとの調和に関する文言を追加するため、CAP更新案の8.3.1 b)を修正した。</p>	8.3.1 b)

<sup>1</sup> The numbering in the Performance Review document is not consistent/ consecutive for this recommendation. There are 2 recommendation 41s, and only this recommendation with the "PR-20014" prefix. パフォーマンス・レビュー文書の番号は必ずしも勧告番号と一致／連続しない。勧告番号41が2つあるが、この勧告番号にのみ「PR-20014」が振られている。

<p>PR-2014-44</p>	<p>The CCSBT should accelerate its efforts to strengthen its Scientific Observer Standards and ensure they are harmonized with those of neighboring RFMOs with respect to ERS observer data.</p> <p>CCSBTは、科学オブザーバー規範を強化する努力を加速化させるとともに、ERSオブザーバーデータに関して関連するRFMOのそれとの調和を確保すべきである。</p> <p>The CCSBT should also give serious consideration to the development of a ROP, perhaps through forging a relationship with the WCPFC to allow for mutual recognition or cross endorsement of observers, as the WCPFC and IATTC have done.</p> <p>また、CCSBTは、WCPFCとIATTCが既に行っているように、WCPFCとのオブザーバーの相互認証や横断的承認を可能にする関係の確立等を通じて、ROPを策定するために真剣に検討すべきである。</p>	<p>Not added to the revised CAP because work is already in progress on this item within the ERSWG community. A joint tRFMO technical bycatch working group meeting on longline observer bycatch data is scheduled for January 2015. The results of this meeting are expected to be considered at ERSWG 11 in March 2015.</p> <p>本事項はERSWG関係者の中で作業が進行中のため、CAP更新案には追加していない。はえ縄オブザーバー混獲データに関するまぐろ類RFMO合同混獲技術作業部会が2015年1月に開催予定である。当該会合の結果は、2015年3月のERSWG11において検討される見込みである。</p> <p>Not added to revised CAP due to the difficulty Members have had on agreeing to a ROP. However, Members should discuss whether they wish to reconsider this issue as suggested by the recommendation.</p> <p>メンバーがROPに合意することは困難であったことから、CAP更新案には追記していない。しかしながら、メンバー</p>	<p>-</p> <p>-</p>
-------------------	---	---	----------------------

		は、勧告が提起した課題について検討したいかどうかについて検討すべきである。	
PR-2014-45	<p>The CCSBT should trigger paragraph 5 of its 2008 CCSBT Resolution and goal 8.3 of its Compliance Action Plan, and review and revise the Resolution to include specific baseline operational VMS standards for SBT vessels regardless of their area of operation, such as reporting frequencies, recipients and use of VMS data (such as by the CCSBT Secretariat, SC/ESC, and ERSWG and Compliance Committees (other than summary reports currently required under the 2008 Resolution).</p> <p>CCSBTは、2008年のCCSBT決議パラ5、遵守行動計画のゴール8.3を誘引し、報告頻度、(CCSBT事務局、SC/ESC、ERSWG及び遵守委員会等による) VMSデータの受領及び使用(2008年決議の下で現在求められている報告を除く)等について、操業海域にとらわれず、SBT漁船のVMS稼働水準にかかる一定のベースラインを含めるよう、決議をレビュー及び改正すべきである。</p> <p>For instance, CCSBT members and CNMs could agree that their SBT vessels operating in other RFMO Convention Areas would transmit the VMS reports sent under those VMS programs to the CCSBT Secretariat.</p> <p>例えば、CCSBTのメンバー及びCNMは、他のRFMO海域で操業している各々のSBT漁船が、これらのVMSプログラムの下にCCSBT事務局へVMS報告を送ることに合意できるかも知れない。</p>	<p>Added a new item to the revised CAP.</p> <p>新項目としてCAP更新案に追加した。</p> <p>Not added to revised CAP. The main RFMO of relevance (IOTC) with respect to the quantity of SBT caught, does not have VMS transmissions sent to the Secretariat.</p> <p>CAP更新案に追加していない。SBT漁獲量の観点では、主要な関連RFMO(IOTC)は事務局へのVMS情報送信を求めている。</p>	8.3.5

PR-2014-46	<p>The CCSBT should accelerate its progress in reviewing its Transshipment Program for tuna longline vessels in conjunction with the development of a Port State measures resolution that is consistent with the 2009 FAO Port States Agreement.</p> <p>CCSBTは、2009年のFAO寄港国措置協定を踏まえた寄港国措置決議の策定を踏まえ、まぐろはえ縄漁船に関する転載計画のレビューの進捗を加速化させるべきである。</p> <p>The CCSBT should also be prepared to develop rules to govern at sea transshipment involving purse seine vessels that are consistent with those adopted by the WCPFC, if at-sea transshipment activities involving such vessels begins to be utilized in the future. またCCSBTは、将来的に巻き網漁船が洋上転載に関与する可能性があるならば、WCPFCにおいて採択されているような、巻き網漁船が関与する洋上転載を管理するための規則の策定を準備すべきである。</p>	<p>This is specified to occur in 2015 in the revised CAP.</p> <p>CAP更新案において、2015年の行動として明記されている。</p> <p>Not included in CAP as there is no transshipment at sea from purse seine vessels. This will be revised according to the recommendation if considered likely to occur in the future. 巻き網漁船による洋上転載は無いため、CAP更新案には含めていない。もし将来的に起こり得ると考えられる場合は、勧告に従って修正される。</p>	8.3.4 b)  -
PR-2014-47	<p>CCSBT should therefore develop as a matter of priority procedures for high seas boarding and inspection of SBT vessels.</p> <p>CCSBTは、優先事項として公海におけるSBT漁船の立入検査に関する手続きを策定すべきである。</p>	<p>Added item to revised CAP for 2016 - 2017. CAP更新案の2016-2017年の行動事項として追加した。</p>	8.3.6
PR-2014-48	<p>The CCSBT has taken steps since 2008 to considerably strengthen its compliance assessment processes and tools, including a framework for applying a range of penalties for instances of Member and CNM non-compliance with CCSBT measures. CCSBT should continue to refine these tools and ensure they are transparently and fairly implemented when necessary to ensure legitimacy and integrity in its system, thereby creating an</p>	<p>Added an item to the revised CAP, in particular to address the transparency point. 特に透明性に関する点について対応するため、CAP更新案に行動事項を追加した。</p>	9.2.1 a)

	<p>incentive for compliance among members and CNMs.</p> <p>CCSBTは、2008年以降、遵守の評価プロセス及び手段（メンバー及びCNMのCCSBT措置の非遵守に対する幅広い罰則の適用等）を大幅に強化してきた。CCSBTは、これらの手段の改善を継続するとともに、その制度の合法性及び統合性、メンバー及びCNM間における遵守に関するインセンティブの創出を確保しながら、透明かつ公平にこれを実施していくべきである。</p>		
PR-2014-49	<p>The CCSBT has taken steps since 2008 to considerably strengthen its compliance assessment processes and tools, including reworking its Compliance Committee terms of reference, giving the Committee adequate time to meet, and adopting an IUU Vessel List measure. Members and CNMs are cooperating with the process, providing their national reports on time and submitting themselves to a multilateral review of their compliance in the Compliance Committee. The CCSBT should continue implement these tools fully and ensure non-compliance is transparently and fairly assessed, thereby creating an incentive for compliance among members and CNMs. The CCSBT should also consider mandating that a member who is being considered for a sanction under its policies may not participate in the decision-making on that issue.</p> <p>CCSBTは、2008年以降、遵守の評価プロセス及び手段（委員会を適時招集するための遵守委員会付託事項の改定やIUU船舶リスト措置の採択等）を大幅に強化してきた。メンバー及びCNMは、期限内の国別報告書の提出、及び遵守委員会における遵守状況にかかる多国間レビューへの参加を通じてこのプロセスに協力している。CCSBTは、これらの手段の完全実施を継続するとともに、メンバー及びCNM間における遵守に関するイ</p>	<p>Added items to the revised CAP, in particular to address the transparency and decision-making points. 特に透明性及び意志決定に関する点について対応するため、CAP更新案に行動事項を追加した。</p>	9.2.1 a), b)

	ンセンティブを創出しながら、非遵守について透明かつ公正にこれを評価すべきである。またCCSBTは、その政策下において制裁の対象と考えられているメンバーの当該問題に関する意志決定からの除外の義務化を検討すべきである。		
PR-2014-50	<p>The initial recommendations are already fairly well implemented. CCSBT should explore all available options for tracking the trade of SBT between those States that are not members or CNMs, and continue to engage in outreach (both from the Secretariat and individually as CCSBT members or CNMs, such as through diplomatic channels and in bilateral contacts) to those non-member nations to encourage their participation in and implementation of the CCSBT CDS.</p> <p>当初の勧告は既にほとんど実施されている。CCSBTは、メンバー又はCNMではない国間におけるSBTの貿易を追跡するためのあらゆる利用可能なオプションを探求するとともに、非メンバー国の加盟及びCCSBTのCDSの実施を奨励するための（事務局及びCCSBTメンバー又はCNM各国からの、外交ルート及び二国間協議等を通じた）活動への参加を継続すべきである。</p>	<p>These recommendations are already covered in the existing CAP but the Secretariat has added additional wording to 8.4.1 to take reflect the emphasis on tracking SBT trade of non-Members/ CNMs.</p> <p>これらの勧告は既存のCAPにおいて既にカバーされているが、事務局は、非メンバー／CNMのSBT貿易の追跡を強調するため、8.4.1に文言を追加した。</p>	8.4.1, 11.1.1

## B. International Cooperation 国際協力

PR-2014-54	<p>CCSBT has given particular attention to the subject of non-members with a view to facilitate their participation in the governance process. No particular recommendation is therefore needed except to continue paying attention to the issue and pursue its efforts towards the remaining non-members and potential newcomers in the fishery.</p> <p>CCSBTは、非メンバー国の加盟を促進する観点から、非メンバー国における管理の手続きに特段の注意を払ってきた。</p>	<p>No specific additions have been made for this item as it is addressed by the overall CAP.</p> <p>CAP全体として対応されているため、本行動事項に対して特段の追加は行っていない。</p>	-
------------	--	--	---

	<p>このため、この問題に対して注意を払い続けること、及び非メンバー国及び漁業に新規加入する可能性がある国に対する努力を継続すること以外に、特段の勧告は不要である。</p>		
PR-2014-55	<p>CCSBT has given particular attention also to the subject of noncooperating non-members with a view to deter the activities of their vessels. CCSBT should continue its efforts to improve collaboration with all the actors in the fishery to continue to strengthen its efforts in combating IUU fishing activities and ensure the effective implementation of its measures and programs. In addition, the development of port State measures in line with the FAO Port States Agreement (as is discussed in section 4.2.2) could greatly assist in this area.</p> <p>CCSBTは、非協力的非加盟国の船舶の活動を阻止する観点から、非協力的非加盟国に対しても特段の注意を払ってきた。CCSBTは、IUU漁業活動に対抗する努力を強化し続けるために全ての漁業関係者との協力を強化する努力を継続するとともに、適切な措置及び計画の実施を確保すべきである。さらに、この分野においては、（セクション4.2.2で議論したように）FAO寄港国措置協定に沿った寄港国措置の策定が大きく寄与するであろう。</p>	<p>No specific additions have been made for this item as it is addressed by the overall CAP. CAP全体として対応されているため、本行動事項に対して特段の追記は行っていない。</p>	-

<p>PR-2014-56</p>	<p>Given the reliance of the CCSBT, in many ways, on cooperative relationships with other RFMOs for “harmonizing” with (and using directly) a number of those neighbouring RFMOs’ measures, the work called for by the Kobe process and its 2010 workshops is particularly relevant. The CCSBT should look seriously for opportunities to re-invigorate discussions among its neighbouring RFMOs to work more closely to implement the Kobe recommendations. Key areas of collaboration include: more systematic exchange of data and information (interoperable databases); additional harmonization of measures; conducting more joint scientific workshops; increasing coordination of compliance work, particularly to combat IUU fishing and conserve and manage ERS; large-scale tagging programmes; ecosystem approach implementation; large scale ecosystem-based modelling; Management Strategy Evaluation;</p> <p>関連するRFMOの多数の措置との「調和」に関する（及び直接的な）他のRFMOとの協力関係に関するCCSBTへの信頼を考慮すると、多くの面において、Kobeプロセス及びその2010年作業部会で要請された作業が特に関連している。CCSBTは、Kobe勧告を実施するため、関連するRFMOとの間でより緊密に作業を行うよう議論を再活性化する機会を真剣に求めるべきである。協力に関する主要分野は以下のとおりである：データ及び情報のより体系的な交換（相互運用データベース）；措置の更なる調和；合同科学作業部会の更なる開催；特にIUU漁業への対抗及びERSの保存管理のための遵守作業にかかる協力の強化；大規模な標識プログラム；生態系アプローチの導入；大規模な生態系ベースのモデリング；管理戦略評価；</p> <p>... harmonisation of MCS systems; common formats for assessing compliance (with data reporting; infringements, etc.); capacity-building (e.g. training courses); and</p>	<p>This is a wide ranging recommendation that covers many aspects of the CCSBT’s operation, not just those covered by the Compliance Committee (CC). Aspects under the CC’s jurisdiction are highlighted. The harmonisation and capacity building components of this highlighted text are already covered in the revised CAP, so no additional changes were required to address those.</p> <p>これはCCSBTの制度運用における多くの側面をカバーした幅広い勧告であり、遵守委員会（CC）のみでカバーされるものではない。CCの管轄範囲にあるものをハイライト表示した。ハイライトした文言のうち調和及びキャパシティ・ビルディングについては既にCAP更新案でカバーされているため、これに対応するための追加修正は不要である。</p> <p>Added a new item to the revised CAP.</p>	<p>8.3.1 b), 8.3.3 b), 8.3.6, 8.3.7</p> <p>8.3.9</p>
-------------------	--	--	--

	<p>development of common positions at IUCN, CITES, CBD, and the UNGA.</p> <p>...MCS制度の調和；（データ報告、違反状況等にかかる）遵守状況評価に関する共通フォーマット；キャパシティ・ビルディング（訓練コース等）；IUCN、CITES、CBD及びUNGAにおける共通のポジションの策定。</p>	<p>CAP更新案に新たな行動事項を追加した。</p>	
PR-2014-57	<p>As is noted it is Strategic Plan, the CCSBT should develop a more comprehensive strategy for addressing the capacity building needs, particularly with regard to compliance with CCSBT obligations, programs, and implementing the CDS, of developing State members/CNMs. One model to consider is that of the IOTC, which conducts compliance “missions” in country to assist developing State members in identifying areas of deficiency and in developing an action plan to improve.</p> <p>戦略計画においても記載されているとおり、CCSBTは、発展途上のメンバー／CNMにおける、特にCCSBTの義務、計画及びCDSの実施において必要なキャパシティ・ビルディングに対応するためのより具体的な戦略を策定するべきである。検討に値するモデルは、発展途上国のメンバーに足りない分野の特定及び改善のための行動計画の策定を支援するための遵守「ミッション」を実施しているIOTCである。</p>	<p>The revised CAP has been amended to add some additional text regarding capacity building and compliance ‘missions’.</p> <p>キャパシティ・ビルディング及び遵守の「ミッション」に関するいくつかの文言を追加するため、CAP改正案を修正した。</p>	10.1.2